



伝染病予防のための 豚の衛生管理

- 1 農場、豚出入り時の消毒
踏み込み消毒槽、車両のタイヤ消毒槽：両性石鹼液等
手指の消毒：逆性石鹼液等
〔消毒液の交換〕2～3日で交換
〔消毒槽〕消毒液は長靴が十分に浸る深さにし、
付着している汚泥を洗い流してから浸す。
- 2 畜舎内外の消毒
定期的な清掃、水洗と消毒を実施してください。
- 3 農場への立ち入りの制限
外来者用の衣類、ゴム長靴を常備する。
いのしし、犬、猫等の動物の侵入防止のための農場周囲のネット設置
- 4 出荷元の明確な豚の購入
とくに県外からの導入については、「豚の導入計画書」を
家畜保健衛生所へ提出してください。
- 5 衛生管理記録の徹底
ア 豚の導入年月日、導入もと、導入頭数
イ 出荷年月日、出荷先、出荷頭数
ウ 車両および人の入退場年月日、入退場の目的
エ 精液の購入年月日、購入先、種付け年月日、種付け豚
オ ヒネ豚、死亡豚の頭数の把握
- 6 臨床的異常豚の有無について、早期発見、早期届け出の徹底
ア 日常の健康観察を徹底し、豚の異常をできるだけ早期に発見するよう努める。
イ 異常豚を発見した場合は家畜保健衛生所へ早期届出を行い、
的確な蔓延防止努める。 豚コレラを疑って病性鑑定を依頼。
- 7 従業員に対する教育
ア 衛生管理の教育徹底
イ 養豚場内での作業動線の適正化
ウ 作業記録の徹底
エ 伝染病の発生状況等に関する最新情報



飛騨家畜保健衛生所

(0577)33-1111 Fax 32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

異常など確認された場合には、至急ご連絡ください。